

沖縄県農林水産部建設工事設計変更要領制定についての留意点

「設計変更」に特化した、本要領を制定することとしたが、従来からの違いに着目したポイントは、以下のとおり。

- 1 設計変更に係る打合せに、対象数量、変更図面、対象金額を概定し、「変更打合せ簿」を作成する。当該書面にて受注者、発注者双方の合意を管理し、「改定契約時」における事前措置を担保する。
- 2 「変更打合せ簿」は、全て「所属長」（所長、課長）の押印を要し、組織全体としての意志決定を担保する。併せて、受注者側も代表者押印を求め、双方の機関合意を確保する。
- 3 別件30%増の規定を、重要変更20%と統一して20%とした。（2条、5条、6条）
- 4 「重要な設計変更」の実質的な審査を行うため、設計変更審査会を設けた。
- 5 本庁契約に係る「軽微な変更」は、その都度契約担当者に報告することとした。
- 6 重要な変更は、事前に審査会及び契約担当者の承認を得たうえで、「変更打合せ簿」により受注者と合意し、改定契約に係る「工事設計変更協議書」の締結後に変更契約の締結を図ることとした。

沖縄県農林水産部建設工事設計変更要領

- | | |
|------------------|--------------------|
| 第1条（目的） | 第8条（重要な設計変更の手続き） |
| 第2条（適用） | 第9条（設計変更等に関する審査等） |
| 第3条（用語の定義） | 第10条（変更契約の手続き） |
| 第4条（設計変更審査会） | 第11条（監督員の責務） |
| 第5条（設計変更の適用基準） | 第12条（設計変更に伴う現場の着手） |
| 第6条（設計変更の範囲） | 第13条（変更請負代金額の算出） |
| 第7条（軽微な設計変更の手続き） | 第14条（その他） |

（目的）

第1条 建設工事は当初の契約図書に基づいて施工すべきものであるが、やむを得ない事情により契約図書と差異が生じ、設計変更並びにそれに伴う変更契約等を行うにあたり必要な事項を定め、適正な業務の執行を確保することを目的とする。

- ・やむをえない事情により契約図書と異なる施工を余儀なくされた場合、「設計変更」（設計図書の一部を変更すること）とそれに伴う「変更契約」に必要な事項を定めることを目的とした。
- ・設計図書を変更するに当たり、必要な受注者との関係を含めた行為全般を指示する。

（適用）

第2条 この要領は沖縄県農林水産部で発注する建設工事に適用する。

- ・議会事項を除く規定（土木建築部）は削除する。

(用語の定義)

第3条 この要領で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計変更 沖縄県建設工事請負契約書（以下、「契約書」という。）第18条及び19条等の規定により、契約の目的を変更しない範囲において設計図書の一部を変更することをいう。
- (2) 変更契約 設計変更に基づき請負代金額又は工期を改訂する契約をいう。
- (3) 軽微な設計変更 ・工事の基本的な内容に重大な影響を及ぼさないもの。
・構造、工法、位置、断面、施工範囲等の変更で重要でないもの。
・変更見込金額又は変更見込金額の累計額が、当初請負代金額の±20%未満かつ±2,000万円未満の設計変更。ただし、当初請負代金額の±20%が100万円に満たない場合は100万円を上限とする設計変更。
- (4) 重要な設計変更 ・当該工事の基本的内容に重大な影響を及ぼすもの。
・構造、工法、位置、断面、施行範囲の変更で重要なもの。
・変更見込金額又は変更見込金額の累計額が、当初請負代金額の±20%以上または±2,000万円以上の設計変更。ただし、当初請負代金額の±20%が100万円に満たない場合は除く。
- (5) 契約担当者 知事又はその委任を受けて契約を締結する者。本庁にあっては、沖縄県事務決裁規程に定める専決者（部長、統括監及び課長）、かいにあっては、出先機関の長（センター所長、課長、事務所長）
- (6) 出先機関の長 農林水産振興センターにおいては、予定価格5,000万円以上の場合はセンター所長、5,000万円未満は課長。農林土木事務所及び林業事務所においては事務所長。
- (7) 主務課長 本庁において契約事務を分掌する課長。

・「設計変更」は、設計図書の変更のみを解説しているが、要領全般としては、「設計図書の変更」に伴う受注者への指示、変更契約への前提行為等をも含み意味している。

(設計変更審査会)

第4条 重要な設計変更等に関する審査を行うため、設計変更審査会を置く。

2 設計変更審査会の構成及会務は次の各号による。

- (1) 審査会は会長及び審査委員をもって構成する。
- (2) **会長は出先機関の長とする。審査委員は会長が定める者をもって充てる。**
- (3) 会長は、審査会の会務を総括する。
- (4) やむを得ず会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、審査委員がその職務を代理する。
- (5) 審査会は、構成委員の過半数の出席をもって成立する。

・重要な変更の審査等とは、重要な設計変更の適否、及びその他会長が認めた事項についての審査、検討を行う場として設定する。その他の具体的事例とは、軽微、重要な変更要因該当の審査、変更契約、設計変更に係る受注者対応等の検討を予定。

- ・ 審査委員構成は名簿（様式（参考））を作成すること。ただし、設計変更審査会要領を制定する場合は、その中で定めてもよい。
- ・ (2) の「会長」を出先機関の長とすることにより、農林水産振興センターにおける予定価格5,000万円以下の会長を予算執行の専決者である課長とし業務の効率化を図る。

（設計変更の適用基準）

第5条 設計変更の適用基準は次の各号に定めるところによる。

- (1) 設計図書と工事現場の状態が一致しないこと。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合。
- (3) 設計図書の表示が明確でない場合。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合。
- (6) 新工法の採用又はその他の理由により工法を変更する場合。
- (7) 他事業に起因する事由又は関係法令の改正等により設計条件の変更が必要な場合
- (8) その他 契約書20条（工事の中止）、第21条（乙の請求による工期の延期）、第22条（甲の請求による工期の短縮）、第25条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）等の要因が生じて工期又は請負代金額等に変更が生じる場合。

- ・ その他の工期及び請負代金変更要因の前提条件として第20条、21、22及び第25条等を想定している。

（設計変更の適用範囲）

第6条 設計変更により処理できる範囲は、当初請負代金額の±20%未満かつ2,000万円未満の変更の場合。ただし、当初請負代金額の20%が100万円に満たない場合は100万円まで増額できる。それ以外は原則として別途契約とする。

2 前項の範囲を超える場合であって、現に契約中の建設工事と分離して施行することが困難な場合で第8条2項により承認を得られたもの。

- ・ 設計変更の範囲を±20%未満かつ±2千万未満と規定。±20%を超えてもその額が100万未満であれば100万円までの変更は可能としている。それ以外は別件として規定。
- ・ 上記規定を超えても、契約担当者（8条2項）の承認を得れば可能と規定。（結果重要変更となる。）
- ・ 工期、金額に変更がない事案の取り扱いが注目されているが、対象数量金額の増減の結果、工期、契約金額が変わらないとしても対象数量が変更となっていることから、「設計変更」に該当し、軽微か、重要変更かの判断を行い対処することとなる。（変更協議だけに留めず、改定契約必要論）

（軽微な設計変更の手続き）

第7条 軽微な設計変更が生じた場合、様式1により、出先機関の長の承認（押印）を受けた後、受注者に通知し了解（押印）を得るものとする。

2 本庁契約に係る建設工事について前項に規定する設計変更を行った場合は、様式2により、本庁主務課長を介して契約担当者に報告を行うものとする。

- ・ 第3条（用語の定義）（4）に示した「軽微な設計変更」の手続きについて規定
- ・ 1項中、「軽微な設計変更」の解釈定義として対象金額は（累計でも）250万円以上とする。
- ・ 250万円は、増減のそれぞれに適用して判断する。相殺された金額ではない。
- ・ 軽微な設計変更手続きを行った場合、「軽微な設計変更」の対象金額は（累計でも）250万円以上に戻る。
- ・ 250万円未満の軽微な変更における現場着手については、要領本文での明記は行わず、解説で対応を図

り、前提手続きとして、「工事打合せ簿」及び（様式1）による合意を規定する。

- ・様式1（第〇回設計変更打合せ簿）の課長、所長の押印により、全て所属長の確認が取られることを担保し、受注者も代表者の押印により返送することで、合意の形態（発注者及び受注者）を担保する。
- ・本庁契約案件は、契約担当者の権限を考慮し、様式2（設計変更の報告について（第〇回））により報告を義務づける。（※ 現行行われていない → 現行と大きく異なる措置である。）

（重要な設計変更の手続き）

第8条 重要な設計変更を行う場合には、様式3により設計変更審査会にその適否を諮るものとする。

2 前項に規定する設計変更を行う場合、かい庁契約の工事については様式4、本庁契約の工事については様式4の1により設計変更事前承認申請を行い、様式5により契約担当者の承認を得るものとする。

3 前項により承認を得た後、様式1により受注者に通知し了解（押印）を得るものとする。

- ・第3条（用語の定義）（5）に示した「重要な設計変更」の手続きについて規定
- ・設計変更審査会における適否の審査を様式3（設計変更伺い）より伺い立てることを規定（否決措置規定無し → その後の範囲、手法を固定しない。）
- ・審査会后、契約担当者の承認を様式4、4の1により取り付ける。（かい庁契約は双方押印様式）
- ・契約担当者の承認は様式5（工事設計変更事前承認）による。
- ・契約担当者の承認後、様式1（第〇回設計変更打合せ簿）により受注者の了解を取り付けるものとした。

（設計変更等に関する審査）

第9条 重要な設計変更等に関する審査が必要な場合は、様式3の1により設計変更審査会に付すこととする。

- ・第4条（設計変更審査会）の1項中、「**重要な設計変更等**に関する審査」の手続きについて規定。

（変更契約の手続き）

第10条 設計変更が生じた時は、原則としてその都度、様式6、様式7及び様式7の1により、変更契約を延滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更については、第7条1項及び第2項の手続きを行ったうえで、変更契約を工期末（国庫債務負担行為に基づく建設工事にあつては各会計年度末及び工期末）までにまとめて行うことができる。

2 契約書第20条第3項、第21条に基づき、工期のみ変更する場合は、様式6及び様式7により、変更契約を行うものとする。

3 「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和47年5月15日条例第13号）に規定する工事については、当該条例に基づく必要な手続きを経たうえで変更契約に着手するものとする。

- ・「設計変更」は、原則「その都度改定契約」とし、様式6（工事設計変更協議書）、様式6の1（変更箇所対照表）及び様式7（工事設計変更協議について）による文書処理を規定。
- ・軽微な変更は、様式1（第〇回設計変更打合せ簿）による合意を経過前提として、工期末での「変更契約」を可能とする旨措置
- ・契約書第20条第3項（工事の中止）、第21条（受注者の請求による工期の延長）に基づいて工期のみを変更する場合、様式6（工事設計変更協議書）及び様式7（工事設計変更協議について）により行う旨規定
- ・第2項規定は、結果として「工期のみの延長」には、契約書第20条及び第21条に規定する措置を前提と

することと判断される。(中止措置、受注者の申し出なく、工期延期はありえない。)

- ・ 3項の議会承認契約工事は、当初案では第2条に記述があり、「本要領での適用除外」としていたが、「議会承認」手続き以外は本要領に規定する「設計変更」の手続きを行うことから、本条に項を新設し、設計変更手続き以前に「議会承認」を得る旨で、本要領の対象とすることとした。

(監督員の責務)

第11条 監督員とは、主任監督員、現場監督員を総称していう。

2 現場監督員は、受注者より契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行った結果、該当する事実の確認を書面により求められた場合は、調査を行い、主任監督員に報告するものとする。また、現場監督員自ら契約書第18条第1項第1号から第5号に関する事実を発見した場合についても、発注者の発議により同様の手続きを行うものとする。

3 主任監督員は、変更の内容を掌握し、当該変更が予算の範囲内であることを確認したうえで、軽微な変更の場合は出先機関の長の承認後、重要な変更の場合は設計変更審査会及び契約担当者の承認を得た後、現場監督員を通じて様式1により受注者に通知し了解(押印)を得るものとする。

- ・ 契約書条文における受注者、発注者それぞれの役割について述べているが、要領本体への反映効果は見られない。(入念規定か? 監督員の役割を規定することで、設計変更における発注者責任を規定?)
- ・ 主任監督員が主体的に「設計変更」に取り組むことを規定し、「変更内容把握」、「予算の把握」及び審査会の承認取り付け等の事務主体としている。
- ・ その後の手続き周知として現場監督員の介入を規定し、様式1(第○回設計変更打合せ簿)により受注者への通知と了解(合意)を予定する。

(設計変更に伴う現場の着手)

第12条 設計変更に伴う現場の着手については、原則として、第10条に基づく手続きを終了したのちに着手の指示を行うものとする。なお、軽微な設計変更に伴うものについては、第7条第1項の手続きが終了したのちに着手の指示を行うものとする。

- ・ 現場着手は、変更契約後(改定契約締結後)に行う原則論を規定し、軽微な変更の場合は、その都度、様式1(第○回設計変更打合せ簿)による合意の形成を図ることを前提としている。

(変更請負代金額の算出)

第13条 変更請負代金額の算出は、次の各号に定めるところによる。

(1) 変更請負代金額は、変更工事価格に請負比率を乗じた額(請負相当額)と変更消費税額を加えた額とする。

「変更請負代金額=変更工事価格×請負比率+変更消費税額」

(2) 請負相当額は、原則として千円止めとし、千円以下は切り捨てとする。

(3) 請負比率の積算は次式により算出する。

請負比率=当初請負額(消費税込み)÷当初設計額(消費税込み)

請負比率の少数位は次表による。

変 更 設 計 額	最 終 少 数 位
100 万円 未満	少数点以下第 4 位
100 万円 以上	〃 5 位
1,000 万円 以上 10,000 万円 未満	〃 6 位
10,000 万円 以上 100,000 万円 未満	〃 7 位

- ・最終少数位以下四捨五入とする。
- ・100,000万円以上の算出については調整額の最終位千円止めに影響ないように少数位を定めること。

- ・「変更請負代金額の算出」を規定している。平成24年度途中から、特記仕様書に「請負比率による変更請負金額の算出」を記載しすることとなったが、「請負比率による算出」の根拠規定となる条文である。（別途積算要領にも同様の機能解説があるが、本要領は外部にも公表されることから、対外的には、本条文が設計変更にあたっての変更請負額算出の根拠となる。）
- ・請負比率の最終少数位以下を四捨五入と明記することで、請負相当額の千円止めを正確に行う。

(その他)

第14条 本要領に定めがない事項については、建設工事請負契約書、共通仕様書等によるものとする。

- ・契約書、共通仕様書による補完規定

附 則

- 1 本要領は、平成25年6月1日以降予算執行伺いを決裁する工事及び設計変更の手続きを行う工事から適用する。
- 2 工事設計図書等作成要領（平成14年度版）中の「第3章 設計変更要領Ⅱ設計変更に伴う契約変更の取扱要領」は平成25年5月31日をもって廃止する。

附 則 （平成25年10月18日農総第620-2号）
本要領は平成25年10月18日から適用する。

- ・従来、「ピンク本（14年度版）」と呼ばれる「工事設計図書等作成要領」の一部に「設計変更」に関する規定を設け解説していたが、今回、「設計変更」に関する事項を抜き出し、本要領を定めることとなった。
- ・よって、設計図書作成に係る全体的な規定の整合の観点から、おって「工事設計図書等作成要領」の改正を予定している。